平成２２年（家）第４０１１号

事務所福岡市中央区赤坂１丁目13番７号稲澤法律事務所

申立人　稲澤　勝彦

本籍福岡県田川郡川崎町大字池尻1411番地１、最後の住所福岡県田川郡川崎町大字池尻1411番地、死亡の場所福岡県田川郡川崎町、死亡年月日平成16年８月５日、出生の場所佐賀県杵島郡江北村、出生年月日昭和19年１月13日、職業不明

被相続人　亡　竹之下喜忠

催告期間満了日　平成23年２月20日

福岡家庭裁判所田川支部

平成２２年（家）第７０２４号

沖縄県豊見城市字上田57番地７

申立人　仲座　清栄

本籍沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平929番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所沖縄県糸満市、死亡年月日平成10年５月12日、出生の場所不明、出生年月日明治37年12月18日、職業無職

被相続人　亡　謝花　　苗

催告期間満了日　平成23年２月15日

那覇家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２２年（家）第１９２号

三重県津市河芸町中瀬230番地

申立人　家城まゆみ

本籍三重県津市河芸町中瀬230番地１、最後の住所申立人の住所に同じ

不在者　家城　敏幸

昭和23年１月18日生

公示催告期間満了日　平成22年10月７日

津家庭裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２５４号

愛知県江南市前飛保町寺前188―１　メゾンセレクト203、住民票上の住所三重県四日市市西日野町4150番地７

債務者　匹田　雄史

1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　浩史
4　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月22日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４６７号

神奈川県平塚市万田973番地の８

債務者　齋藤　康幸

1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　崇
4　破産債権の届出期間　平成22年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８４０号

広島市西区南観音１丁目３番41―404号

債務者　北藤　勝文

1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芥川　　宏
4　破産債権の届出期間　平成22年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１号

鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢354番地13

債務者　杉本　次郎

1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで

鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７４号

北海道旭川市金星町１丁目４番11号　ベルハウス２号

債務者　渡部　明彦

1　決定年月日時　平成22年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重樫和裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年９月29日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで

旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５１０６号

大阪市住之江区北島３丁目６番25号

債務者　西田　貴子

1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　務
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９１２号

大阪府豊中市宮山町４丁目３番１号

債務者　鈴木　正美

1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　　務
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８００号

大阪府松原市北新町４丁目12番33号

債務者　加藤　康子

1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３９８号

兵庫県西宮市瓦林町12―23レジデンスヒル102号、住民票上の住所奈良県北葛城郡上牧町葛城台５丁目８番９号

債務者　長野　正晴

1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西部　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９０号

群馬県高崎市石原町3065番地６

債務者　伊佐野晃男

1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月27日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで

前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３８７８号

神戸市灘区徳井町５丁目２番５―208号

債務者　小石　勝義

1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤木　達郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで

大阪地方裁判所第６民事部